

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定を準用し、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年1月7日
一般社団法人京都山城地域振興社
代表理事 脇 博一

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和3年度お茶の京都認知度調査業務一式

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）内
（京都府宇治市宇治乙方7-13京阪宇治ビル1階）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 京都府宇治市宇治乙方7-13京阪宇治ビル1階
一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）
電話番号 0774-25-3239 F A X 0774-25-3238

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和4年1月7日（金）から令和4年1月14日（金）正午まで

(3) 入札説明書及び仕様書の入手方法

原則として、2の(2)の期間中に一般社団法人京都山城地域振興社（以下「お茶の京都DMO」という。）ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は2の(2)の期間に来所し入手すること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 過去5年以内に同種業務（認知度調査業務等）を受注した実績を有すること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書等を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)に同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

2の(2)の交付期間中に2の(1)に示す場所へ問い合わせの上、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来所し、入手すること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和4年1月11（火）から和4年1月14日（金）正午まで

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

(イ) 営業経歴書（別記第2号様式）

(ウ) 営業実績調書（別記第3号様式）

(エ) 返信用封筒（第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、お茶の京都認知度調査業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和4年1月24日までとする。

9 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を一般社団法人京都山城地域振興社（以下「お茶の京都DMO」という。）に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると社長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書

（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証明する書類その他社長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者

で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その資格を取り消し、その事実のあった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定を準用する監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。(3)(1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月24日(月)15時

イ 場所

一般社団法人京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)

(京都府宇治市宇治乙方7-13京阪宇治ビル1階)

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。入札書を郵送する場合は書留郵便で入札日の前営業日(令和4年1月21日)までに必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

免除する。

15 その他

(1) 問合せ先

2 の(1)に同じ。

(2) 申請書様式等

一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式）

営業経歴書（別記第 2 号様式）

営業実績調書（別記第 3 号様式）